

## 7名の仲間の解放をかちとる！ 反彈圧、完全無罪に向け、さらにたたかいを進めよう！

10月9日、東京地方裁判所は、不当逮捕、長期勾留されていた「浦和電車区事件」の7名の仲間の保釈を再び決定した。しかし、今回も検察側は不当にも東京高等裁判所に抗告の申し立てを行った。東京高等裁判所は10月10日、検察の抗告を棄却し保釈が決定し、18時46分頃解放された。

私たちJR東海労は、344日間にもおよぶ不当な勾留の中、不屈の精神で権力とたたかった7名の仲間と、家族、JR東労組の仲間の昼夜にわたる奮闘に心から敬意を表する。

これまでの裁判で、「強要」なる容疑が被疑者吉田本人ではなく、公安の手によってつくられたことが明らかになった。「浦和電車区事件」が冤罪であり、JR東労組破壊であることは明確である。私たちJR東海労はこのような弾圧を絶対許すことはできない。

私たちJR総連に結集する仲間は、これまで戦争反対、平和を希求し、憲法9条を守り、広めるたたかいを展開してきた。そして、このたたかいは確実に広まっている。権力による7名の仲間に対する弾圧の目的は、私たちのたたかいを潰すことにある。

JR東海労にも6月と9月に警視庁・公安2課からの不当な家宅捜索・弾圧が行われた。私たちは繰り返される不当な家宅捜索・弾圧に満腔の怒りを持ち、抗議するたたかいを職場から展開してきた。

7名の仲間は解放された。家族・仲間のもとに帰ってきた。これまでの私たちのたたかいの成果ではあるが、解放は当然のことである。しかし、たたかいはまだ終わってはいない。

私たちJR東海労は、完全無罪に向け、連帯の輪を広め、たたかいをさらに拡大していく。会社・権力からの弾圧に屈せず、団結を強化し、職場から平和を希求するたたかいや労働条件改善のたたかいをさらに進めていく。JR総連・JR東労組の仲間と固く連帯し、裁判闘争勝利に向け最後までたたかい抜く。

2003年10月11日

JR東海労働組合